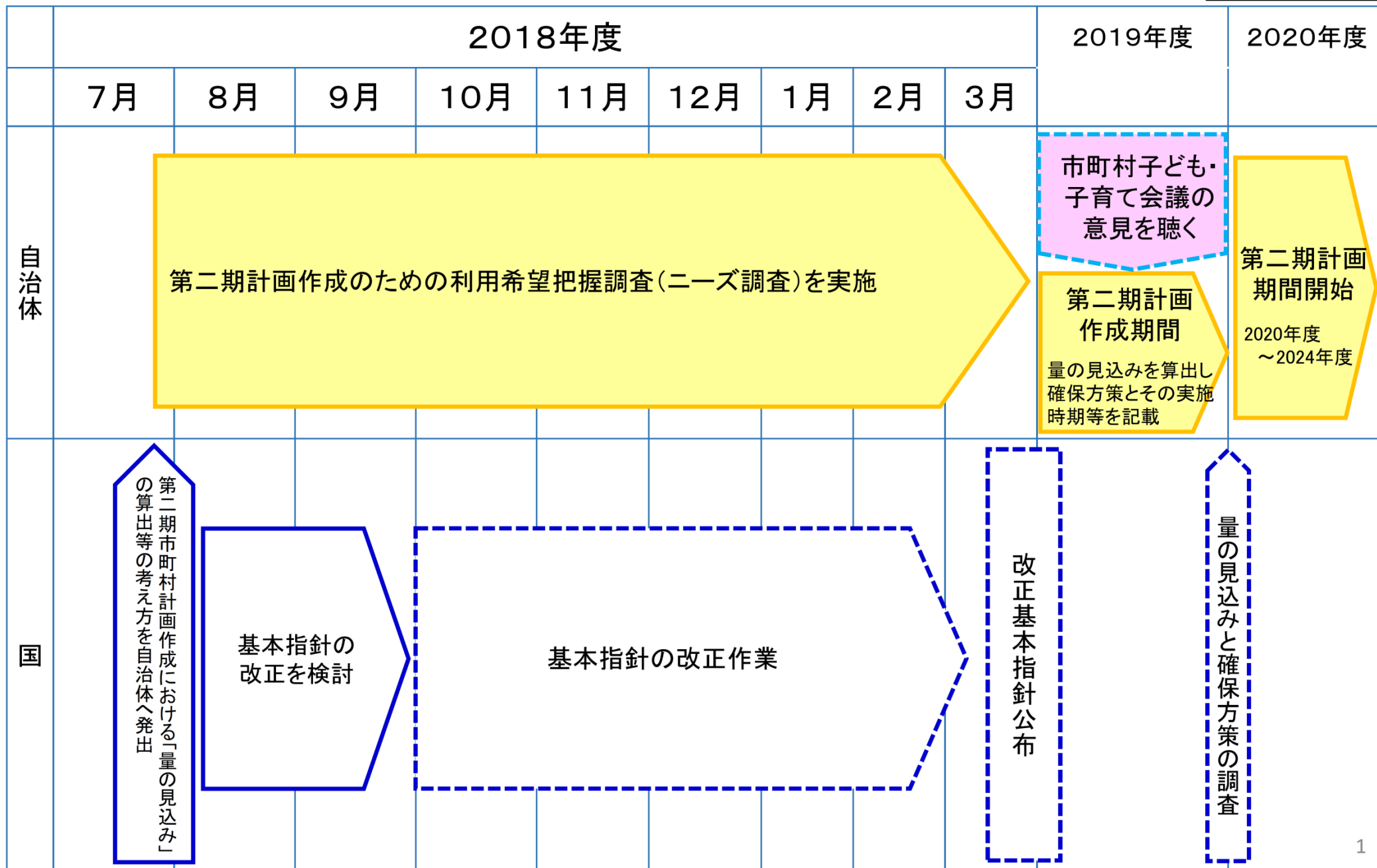


# 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係るスケジュール(案)

資料 2 - 2



## 基本指針の改正方針について

### 改正のポイント

- 改正内容として考えられるものは、以下のとおり。
  - (1)平成28年の児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正（市町村・都道府県の役割と責務の明確化、家庭養育優先原則など）の反映
  - (2)放課後子ども新総合プラン（仮称）の策定による量（ニーズ）の見込みの考え方の変更の反映
    - ※ 子育て安心プランの内容に関しては、既に改正済みであり、平成30年3月30日告示・4月1日施行
  - (3)その他新制度施行後の関連施策の動向の反映
- これらのポイントについて、今後改正の検討を行っていく。

### 参考

- 子ども・子育て支援法（平24法65）  
基本指針）  
第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。  
2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
  - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
  - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
  - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項